

社員資格に関する制限(認定法5⑭)

今回は、認定法に定められた社員資格に関する制限の内容について概説する。

(ポイント)

- 社員資格に関する制限の内容
- 代議員制の内容

1. 社員資格に関する制限

(1) 社員が有する議決権について異なる取扱い

公益社団法人の社員は、法人の組織・運営に関する基本的事項について議決権を有する。議決権は社員につき原則一個であり、定款に別段の定めがあれば差異を設けることも許容されているが、不当に差別的な取扱いをすることは認められていない。例えば会費の納入額、個人か法人かで議決権の数に差を設けることは、社員総会の運営が恣意的になされる可能性が高くなり、認められない。

(2) 社員資格の限定

公益社団法人が、社員資格の得喪に関して不当に差別的な取扱いをするような条件を設けることはできない。社員の資格の得喪に関して、定款の定めで「不当な条件」を付しているかどうかは、社会通念に従い判断する。法人の目的、事業内容に照らして当該条件が合理的な関連性および必要性が認められれば、不当な条件には該当しないとされる。例えば、専門性の高い事業活動を行っている法人において、その専門性の維持、向上を図ることが法人の目的に照らして必要である場合は、社員資格を限定すること、理事会の承認等の一定の手続きを要件とすることは認められると考えられる。

社員資格の制限

定款の「社員の資格の得喪」に関する規定



法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをするなど「不当な条件」を付していないか、社会通念に従い判断

※法人の目的、事業内容から当該条件が合理的な関連性および必要性が認められれば、不当な条件には該当しないとされる



具体例

<公益社団法人の社員資格の限定についての規定>

専門性の高い事業活動を行っている法人が、その専門性の維持、向上を図ることが法人の目的に照らして必要な場合、①合理的な範囲で社員資格を一定の有資格者等に限定したり、②理事会の承認等一定の手続き的な要件を付すことは、不当な条件に該当しないとされる

(裏面に続く)



社員資格に関する制限(認定法5⑯)

行使できる議決権の数、行使内容に関する規定



社員の議決権に関して、①当該法人の目的に照らし、不当に差別的に取扱うことや、②社員が当該法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをすることはできない

↓ 具体例

＜公益社団法人の社員の議決権について異なる取扱いの規定＞

社員が有する議決権は原則一個であり、①会費の納入額により社員の議決権数に差を設けることや、②個人と法人とで社員の議決権数に差を設けることは認められない。

2. 代議員制

社員全員で構成する社員総会の代わりに、社員から特定の代表者である代議員を選び代議員会を構成し、そこで基本的な意思決定を行う代議員制を採用することもできる。ただし、定款の「社員の得喪に関する規定」の定めについては特に制約は規定されていないが、従来の社員の範囲を大幅に狭め、権利を著しく阻害する場合など法令に適合しないと判断される場合があるので注意は必要である。

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ: 社団・財団法人の実務家のひとこと

＜変更届出＞

今年も5月も半ばとなり、多くの公益法人/一般法人の3月決算法人では、決算作業、監事監査対応、決算承認理事会、定時総会・定時評議員会開催などの事前準備、実施等の業務に追われている状況である。決算作業とともに、会議体での決議内容を含め、この時期に気に留めておく必要があるものに変更届出の手続がある。内閣府等行政庁から出ている変更届出の手引等で詳細内容は把握できると思うが、代表者変更、主たる事務所又は従たる事務所の所在場所の変更、定款の変更、事業を行うに当たり必要な許認可等の変更等、内閣府等の行政庁へ変更の届け出が必要である。これらは、定時総会・定時評議員会などで決定する事項も多く含まれている。公益目的事業の追加や変更など変更認定が必要な場合と比較して、変更届出の対象となる事項は軽微な事象であることから、失念することも多いので、特に留意が必要である。できれば毎期、決算作業時や会議体開催前後には特に、変更認定の届出事象が生じているか否かを検討していただきたい。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向け的一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。